

## 4 . 環境報告の促進に関連する地方公共団体の取組の状況

地方公共団体における、事業者の環境への取組及び地球温暖化防止や廃棄物減量等の環境保全に係る計画策定・公表等を促進するための方策の実施状況、また自らの環境マネジメントシステムの導入状況及び環境報告書の作成状況等を把握するため「事業者の環境情報の公表等に関する地方公共団体の方策に関するアンケート調査」を実施しました\*17（調査結果の詳細については、資料2を参照）。

### 1 ) 環境報告書の作成及び事業者に対する環境報告書の作成支援の状況

地方公共団体で、自らの事業活動に関する「環境報告書を作成し公表している」団体は19.0%（27団体）あり、「今後、作成を検討している」地方公共団体は21.7%（25団体）となっています。

また、事業者が環境報告書を作成することに対する主な支援内容は、「セミナー等を開催している」が7団体あるのみで、「今後は何らかの支援をする予定である」が10団体あるに過ぎません。

以上のことから、環境報告書を作成している地方公共団体の割合はまだ低く、事業者の環境報告書作成に関する支援もほとんど行われていないと言えます。

そのような状況において、石川県では、「環境報告書モデル事業」を実施しており、県内の事業者向けにセミナーを開催するとともに、実際に環境報告書を作成しようとする事業者に対して補助制度を創設しています。このモデル事業に参加した事業者の環境報告書は、平成13年度の「環境レポート大賞」において奨励賞を受賞しており、こうした取組は、今後の地方公共団体における環境報告書の普及促進方策のモデルケースとして注目されます。

### 2 ) 環境関連の計画等の自主的な策定を促すような制度の状況

事業者が環境関連の計画等（例：環境活動評価プログラムに基づく環境行動計画、地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画等）を自主的に策定すること、あるいは環境マネジメントシステムの構築等を支援、誘導する「制

\*17：調査対象は、都道府県、人口20万人以上の市町村、東京都23区の計174の地方公共団体で、郵送によるアンケート調査を実施。アンケート回収数は142地方公共団体、回収率は81.6%

度を設けている」地方公共団体は、10.6%（15団体）あり、その制度を設けている地方公共団体が策定を支援、誘導している18件の環境関連の計画等の主な対象分野は「環境全般」が11件、「廃棄物関連」が4件、「地球温暖化」が2件となっています。

その計画等の主な概要は、「環境全般」では、事業所を対象として自主的な地方公共団体との協定締結、自主的な環境行動計画の策定の要求、事業者の策定した環境行動計画や環境マネジメントシステムの認定などがあります。公表については、協定の内容全ての公表、活動結果のみの公表、事業者の任意による提出及び公表等、状況は様々となっています。

「廃棄物関連」では、大規模事業者を対象とした、「産業廃棄物の削減計画」の策定を自主的に求める制度が多く、計画を公表させている地方公共団体はありませんでした。

「地球温暖化」では、事業者を対象とした、「地球温暖化計画書」の策定を自主的に求める制度、あるいは事業者が策定した計画や環境マネジメントシステムを審査し認定する制度などで、公表については、「全てを公表している」と「取りまとめた結果を公表」となっていました。

また、今後、制度の策定を「検討している」地方公共団体が13団体あり、その制度の主な対象分野は、「環境全般」が5団体、「廃棄物関連」が4団体、「地球温暖化」が1団体でした。

特に、自主的に策定された環境行動計画や環境マネジメントシステムの審査や登録を行う制度を創設している地方公共団体、及びそのような制度の創設を検討している地方公共団体は、東京都、大分県、京都府、北東北（青森県、秋田県、岩手県）3県、札幌市、名古屋市、仙台市、市川市などがあり、新たに制度の創設を検討している団体もあることから、地方公共団体におけるこのような取組は、今後も拡大すると考えられます。

以上の調査結果から、現時点では、全体の38%の地方公共団体が、何らかの形で事業者に対して、自主的に環境関連の計画の策定を求めるか、または制度化しているとともに、計画の公表についても自主的に公表を求めているか、公表制度を創設しています。さらに主として中小事業者の環境行動計画等の認定制度を創設する取組も増えつつあり、このような取組は今後も拡大するものと推測されます。そして事業者に対して求めている環境関連の計画の策定は、条例での義務付けでは廃棄物関連または地球温暖化防止の計画が多く、任意の制度では環境全般を対象としたものが増えていきます。

### 3) 地方公共団体のISO14001規格の認証取得状況及び事業者の認証取得に対する支援の状況

地方公共団体で、既にいずれかの組織において国際標準化機構（International Organization for Standardization：ISO）による環境マネジメントシステムの規格であるISO14001の認証取得をしている団体は54.2%（77団体）あり、今後もその数は増加すると推測されます。

また、事業者に対するISO14001規格の認証取得のための支援を行っている地方公共団体は64.8%（92団体）、「現在、検討中である」は6.3%（9団体）あり、主な支援の内容としては、「補助金あるいは融資制度の設立」が73.3%（74団体）、「セミナー等の開催」が63.4%（64団体）、「相談窓口の設置、パンフレット等の用意」が50.5%（51団体）、「コンサルティングや認証機関等の紹介」が19.8%（20団体）などとなっています。

さらに、環境マネジメントシステムを導入した事業者への主な優遇措置等としては、「業者登録の際に、環境マネジメントシステムの導入状況を記入させている」が11.3%（16団体）、「設備や物品の種類によっては優遇するケースもある」が4.2%（6団体）、「地方公共団体独自の認定制度を設けている」が3.5%（5団体）、「公共事業の内容によっては優遇するケースもある」が3.5%（5団体）などとなっています。

以上のことから、地方公共団体におけるISO14001認証取得の取組はかなり普及しつつあり、事業者に対する支援では、地方公共団体が自らISO14001規格の認証を取得していることもあって、事業者のISO14001認証取得や環境マネジメントシステム構築に関連した支援策が多くの団体で実施されています。今後、支援を検討している団体もあることから、環境マネジメントシステムを構築した事業者を、業者登録等において優遇する取組が広がりつつあると考えられます。

### 4) 環境関連の計画等の策定を義務付ける条例制定の状況

地方公共団体において、国が定めた法律以外に、事業者に対して環境関連の計画等（例：地球温暖化防止計画、廃棄物削減計画、環境保全協定等）の策定を義務付ける独自の条例を「制定している」団体は25.4%（36団体）となっています。策定を義務付けている環境関連の計画の主な対象分野は、「廃棄物関連」が30団体、「環境全般」が5団体、「自然（緑化率等）」及び「地球温暖化」が各4団体となっています。

策定を義務付けている主な計画の概要と、その公表の状況については、「廃棄物関連」では、大規模事業者を対象とした「一般廃棄物あるいは産業廃

棄物の減量及び適正処理に関する計画」の策定を義務付けている地方公共団体が多いが、その計画の公表については、ほとんどの地方公共団体では、事業所単位ではなく、全体を取りまとめた概要のみの公表に留まっています。

「環境全般」では、事業所を対象として、環境保全に関する協定の締結及び計画の策定を義務付けている地方公共団体が多くなっています。また、公表については、協定の内容全てを公表している地方公共団体がある一方で、活動概要のみの公表、または提出及び公表は義務付けていない等、公表の状況は様々となっています。

「自然」では、大規模事業者を対象として、「緑化計画」の策定を義務付けている地方公共団体が多く、公表については、「公表している」地方公共団体はありませんでした。

「地球温暖化」では、エネルギーを多量に消費している事業者を対象として、「地球温暖化計画書」等の策定を義務付けている地方公共団体が多く、公表については、全てを公表している地方公共団体がある一方で、取組概要のみを公表、または公表は義務付けていない等、公表の状況は様々となっています。

また、今後、環境関連の計画の策定を義務付ける条例の制定を「検討している」地方公共団体が6団体あり、その対象分野は、「自動車」が4団体、「有害化学物質」及び「地球温暖化」が各2団体でした。

特に、地球温暖化等に係る計画の策定を義務付ける条例を制定している都道府県は、東京都、埼玉県、岩手県、三重県、滋賀県などで、条例の制定を検討している団体もあることから、地方公共団体におけるこのような取組は、今後も拡大すると考えられます。